



老親がした契約、 子どもが取り消せる？

弁護士 東 麗子

Aさんの両親は、郊外で二人で暮らしています。Aさん自身は、実家から、車で1時間ほどの距離に住んでいますが、子どもが大きくなった今、たまに、電話をして様子を聞くくらいで、実家を訪れるのは半年に1回程度です。両親は、最近少し物忘れがひどくなったように感じますが、生活に支障はない様子でした。

ところが、つい先日、父親が、10万円もする健康機器を購入したと聞きました。到底高齢者が使いこなせるようなものではなく、父親が騙されたと思ったAさんは、健康機器を販売したお店と連絡をとり、契約を取り消したいと申し出ました。しかし、販売店では本人の承諾がなければ契約は取り消せないといっています。父親はプライドが高く、いらぬものを買ったと指摘したところで、ケンカになるのは目に見えています。Aさんは、父親に内緒で、この契約を取り消すことができないのでしょうか。

◆—解説

親にはいつまでも元気でいて欲しいものですが、知らぬ間に老いが忍び寄ってきていることもまた確かです。子どもとして、今度は親を守るためにできることを、今から考えておきたいですね。

今回のように、一旦成立した契約を取り消すことができる場合については、法律に規定があります。仮に、いつでも一方の当事者の都合だけで契約の取消ができてしまうとすると、社会生活が不安定になるため、一旦お互いの意思が合致して締結された契約には基本的に強い拘束力が認められており、取消等ができる場合は限定されているのです。民法では、詐欺・強迫によって意思表示をした場合には、取消が認められています（民法96条）。

民法以外でも、消費者保護の観点から、消費者契約法などで、自由な意思でなされたとは認められないような状態で、契約が締結されたときにも、その契約を取り消すことができるとされています（消費者契約法4条）。また、契約の取消ではありませんが、訪問販売など一定の商取引については、特定商取引法で、同じく消費者保護

の観点から、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができるクーリングオフ制度というのが設けられています。

しかし、これらの取消や解除ができるのは、あくまで契約を締結した本人だけで、原則としては、今回のAさんのケースのように、子どもが親に内緒で、親が締結した契約を取り消すことはできません。

例えば、父親の認知症の症状がかなり進んでおり、すでにAさんが後見人として選任されていた場合には、Aさんは、日常生活に必要な買い物以外の契約であれば、知らない間に父親が締結した契約を取り消すことができます。

このように、事前に、家庭裁判所に対し、後見、保佐、補助等の申立をして、成年後見人、保佐人、或いは補助人として、選任されていた場合には、一定の契約について後見人等が取消をすることができます。

どのような契約が取消の対象になるかは、後見や保佐、補助の対象となる方の判断能力の程度の差に基づいて決められ、それによってどの制度を利用するのかも変わってきます。判断能力がほとんどない場合には、後見制度を利用できますが、そこまで行かない場合には、判断能力の欠如が大きい順に、保佐や補助を利用することになります。

もっとも、後見や保佐、補助で取消可能な行為は、限定されており、これらの制度を利用することによっても親が締結した不必要と思われる契約を制限することには限界があります。日頃からこまめに様子を聞くようにして、老親の意見を尊重しつつ、怪しい訪問客が訪れていないか、また怪しい勧誘を受けていないか、気をつけることが必要でしょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業

悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。